本号で公布された法令のあらまし

◇強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九六号）
（経済産業省）
強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四九号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和三年四月一日とすることとした。ただし、改正法第一条中電気事業法（昭和三九年法律第一七〇号）第二章第七節第五款中第三三条の次に二条を加える改正規定（同法第三三条の二に係る部分に限る。）及び改正法第五条の規定（改正法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）の施行期日は、令和二年一〇月一日とすることとした。

◇中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九七号）（経済産業省）
一　中小企業等協同組合法施行令の一部改正関係
事業協同組合等に関する経済産業大臣又は国土交通大臣の権限であつて経済産業局長又は地方整備局長若しくは地方運輸局長に委任されているものに属する事務を都道府県知事が行うこと等とした。（第一一条第五項及び第六項並びに第一二条関係）
二　施行期日等
1　この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二条及び第三条関係）
2　この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九八号）
（国土交通省）
船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量について特別の基準を適用する海域として、バルティック海海域等を追加することとした。（第一一条の七関係）

◇医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二九九号）（厚生労働省）
一　健康保険法施行令の一部改正関係
1　匿名診療等関連情報利用者が納付すべき手数料
㈠　匿名診療等関連情報利用者（健康保険法（大正一一年法律第七〇号。以下「法」という。）第一五〇条の三に規定する匿名診療等関連情報利用者をいう。以下同じ。）が納付すべき手数料の額を定めることとした。（第四四条の二関係）
㈡　匿名診療等関連情報利用者のうち、手数料の免除の対象となる者を次のとおり定めることとした。（第四四条の三第一項関係）
(1)　都道府県その他の法第一五〇条の二第一項第一号に掲げる者
(2)　法第一五〇条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三〇年法律第一七九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二三二条の二（同法第二八三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二六年法律第四九号）第一六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者
(3)　法第一五〇条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、(1)に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）を受けた者又は(2)に掲げる者から(2)に規定する業務の委託を受けた者
(4)　(1)から(3)までに掲げる者のみにより構成されている団体
㈢　厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が㈡の(1)から(4)までに掲げる者のいずれかである場合には、手数料を免除することとした。（第四四条の三第二項関係）
㈣　㈢による手数料の免除を受けようとする匿名診療等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第一五〇条の九の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、基金等（同条に規定する基金等をいう。以下同じ。）が法第一五〇条の二第一項の規定による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、基金等）に提出しなければならないこととした。（第四四条の三第三項関係）
2　その他所要の改正を行うこととした。
二　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係
1　匿名医療保険等関連情報利用者が納付すべき手数料について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第一条及び第一条の二関係）
2　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、被保険者証に関する所要の規定の整備を行うこととした。
三　国民健康保険法施行令の一部改正関係
改正法の一部の施行に伴い、被保険者記号・番号に関する所要の規定の整備を行うこととした。
四　介護保険法施行令の一部改正関係
1　匿名介護保険等関連情報利用者が納付すべき手数料について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第三七条の一七及び第三七条の一八関係）
2　その他所要の改正を行うこととした。
五　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正関係
改正法の一部の施行に伴い、三に準じた改正を行うこととした。
六　住民基本台帳法施行令の一部改正関係
改正法の一部の施行に伴い、三に準じた改正を行うこととした。
七　施行期日
この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。